

松阪市 土日完全週休2日制工事（発注者指定型／経費補正なし）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、就業者の高齢化と若年者の入職減少が進むなか、将来の担い手の確保が重要な課題となっており、建設現場の就労環境の改善による担い手の確保が期待されている。

就労環境改善の取組みとして、土曜日及び日曜日を工事現場の閉所日とする取組みを試行的に行う。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5％）以上であることをいう。（別紙参照）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場制作のみの期間
- ・工事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示限る）を行った作業日は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、すべての工事を対象とする。ただし、以下の工事については対象外とする。

- ① 契約工期が70日未満の工事（繰越手続き完了後に工期延長が可能であることを特記仕様書に明記している場合は、延長を前提とした工期を契約工期とする。）
- ② 現場閉所困難な工事
 - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
 - ・その他、発注者が週休2日制工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告への明示）

第4条 発注者は入札公告において、土日完全週休2日制工事（発注者指定型/経費補正なし）である旨を明示する。また、必要な事項については、特記仕様書に定める。

（受注者の取組内容）

第5条 受注者は、対象期間中の月毎に現場閉所の状況を監督員に報告すること。また、対象期間終了後には、通期の週休2日の達成状況を報告すること。

- 2 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日ににかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、下請業者に対し、週休2日の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

（経費の計上）

第6条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。

（現場閉所に係る調査）

第7条 週休2日の現場閉所について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿等の提出を求めるなど、現場閉所に係る調査をすることがある。

（工事成績評価における評価等）

第8条 対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評価書(2. 施工計画及び工程管理)において加点評価をする。ただし、対象期間が28日未満のものは除く。

なお、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示によるものを除く。）のため現場閉所日を平日に振り替える場合、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

発注者は、受注者が週休2日を達成できなかった場合において、原則、文書によ

る是正指示や当該工事に係る検査評定の減点対象としないものとする。

(その他)

第9条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会※³」が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所状況を確認し、対象期間終了後に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契約日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A 月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B 月

- ・対象期間 29 日
- ・現場閉所日数 8 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
8 日/29 日＝27.6…NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C 月

- ・対象期間 6 日
- ・現場閉所日数 2 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
2 日/6 日＝33.3… OK
- ・土日現場閉所 OK

準備・後片付け期間
 対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35 日
- ・閉所日数 10 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
10 日/35 日＝28.6…
- ・土日現場閉所 全て OK

【土木工事編】

【参考】現場閉所状況の報告書の例（松阪市 HP からダウンロードできます）

土日完全週休2日制工事 月単位・通期 確認表																								
工事名 〇〇工事 工 期 ～ 工事開始日 完成報告提出日					請負業者名 〇〇株式会社 現場代理人 〇〇 〇〇					まず、工事名・工期等を入力してください 工期を入力すると自動で年月日や曜日が反映されます														
判定 週休2日 ・月単位の週休2日 ・通期（対象期間全体）の週休2日 ・すべての土日（成績加点）										監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。 ※成績評価の加点は対象期間が28日以上の場合に対象となります。														
▼凡例に従って左の計画・実施表に入力してください 上段：通常作業期間、片側片側付期間、夏・夏休み期間、冬・年末年始休み期間、新・工事関係作業期間、○・対象期間、下段：●・閉所予定日 上段：上段：工事・工事事故等による不稼働期間、夏・夏休みに対する突発的な対応期間、他々その他、同一通所作業による土日作業等、下段：●・閉所日																								
▼凡例に従って左の計画・実施表に入力してください 上段：通常作業期間、片側片側付期間、夏・夏休み期間、冬・年末年始休み期間、新・工事関係作業期間、○・対象期間、下段：●・閉所予定日 上段：上段：工事・工事事故等による不稼働期間、夏・夏休みに対する突発的な対応期間、他々その他、同一通所作業による土日作業等、下段：●・閉所日																								
▼凡例に従って左の計画・実施表に入力してください 上段：通常作業期間、片側片側付期間、夏・夏休み期間、冬・年末年始休み期間、新・工事関係作業期間、○・対象期間、下段：●・閉所予定日 上段：上段：工事・工事事故等による不稼働期間、夏・夏休みに対する突発的な対応期間、他々その他、同一通所作業による土日作業等、下段：●・閉所日																								
計画時の確認 対象予定日数 0 使用予定日数 0 達成予定率															実績時の確認 対象日数 0 使用日数 0 達成率					通期（対象期間全体）の週休2日の状況				